

本の紹介

「チェルノブイリという経験」－フクシマに何を問うのか－

尾松 亮著 2018.2.21 発行 岩波書店 1800円+税

福島第一原発事故から7年

“チェルノブイリからの言葉” に学ぼう



この本の各章表題にある「消される被災地」「原発事故を知らない子どもたち」「『カタストロフィの終了』に抗して」等々はチェルノブイリの今を語る。その意味を知り、フクシマの今、そして30年後のためにチェルノブイリからもっと学ぶべきだと感じた。以下この本を読んで印象に残った点をいくつか紹介する。

* 事故・事件・カタストロフィ

ロシアの市民は「チェルノブイリは『事故(AVARIYYA)』ではない、『カタストロフィ』なんだよ」と言う。チェルノブイリ法前文にある「…何百万もの人々の命に影響を与えた。多くの地域で、広大な領域で、今までにない社会・経済状況が生じた。…」という大きな被害はカタストロフィという言葉でしか表現できない。そして、カタストロフィに晒された市民に対する補償の一つとして子どもたちの「保養」もある。対象は「健康被害が生じた人」「基準値を超えて被ばくした人」だけではなく「チェルノブイリ・カタストロフィの影響に晒された市民」である。日本では白血病か甲状腺がんという目に見える病気であれば、あとは「不安に思っているだけ」と言われ、補償の対象にはならない。チェルノブイリ法なら補償対象である「基準値以下の汚染地に居住するリスク」は、日本では「根拠なき不安」とされ補償もない。尾松さんはもし、あの3月、福島第一原発「事件」と呼んでいたら、今のように責任の所在を曖昧にしたまま事態を見過ごしていただろうかと問う。

「核施設が爆発したのに、封じ込めもせず、復興!？」とチェルノブイリ体験者は驚く。「避難」という日本語も家屋の倒壊や浸水などの物理的ダメージから一時的に逃れ、回復すればいち早く戻ることを想定している。尾松さんは対ナチス戦の勝利を歴史的自信の根源とする当時ソ連の人と、戦後復興を成し遂げた自信を持つ日本との違いがあるが、戦争や自然災害とはちがうことばで「原発事故」を語らなければならないという。

* チェルノブイリで進む被災地域見直しと^{あらが}抗う被災者

チェルノブイリ原発から30km圏内は強制避難の対象となり、30年間立ち入り禁止が続いてきた。また、ロシア、ウクライナ、ベラルーシ3カ国にまたがる広大な地域が法律で「汚染地」と認められ、補償の対象になった。30年はセシウム137の半減期である。2015年度以降、ロシアもウクライナも大胆に被災地範囲の見直しや立ち入りゾーンの縮小などをして被災地住民に支払われる補償金の削減に乗り出している。

しかし、被災者たちには30年間培われた「法的権利がある」という意識が共有されており、集会、署名、裁判などによって補償規定復元、被災地認定取り戻しなどが闘い取られている。

そして、チェルノブイリ法には追加被ばく線量年1mSvを超えないという明確な基準がある。国による「事故の年に生まれた子どもに、年間1mSvを超える被ばくはさせない。生涯70mSvを超える被ばくはさせない」という宣言である。日本では年20mSvを下回れば、避難指示を解

除し、住民を帰還させ、補償は打ち切られる。年 20mSv は 5 年で 100mSv になる。被ばくの蓄積を日本政府は考えているのだろうか。

日本では 2011 年 11 月福島第 1 原発事故の収束宣言が出され、避難指示区域再編と解除に向けたスケジュールが動き出す。それと時期を同じくするようにロシアでは「チェルノブイリ原発事故の終了」に向けたシナリオが提示された。尾松さんは日本の「復興」政策がチェルノブイリ被災国に影響を与えており、日本が年 20mSv を許容すれば、次の原子力災害においてはそれが先例になると言う。私たち日本の責任は重い。

* 「風評被害」を伝えるロシア語が見つからない

チェルノブイリから 200 km ほど離れた第二ゾーン(2015 年より第三ゾーン)にあるロシア西部の学校で行われている放射線防護の授業が紹介されている。教える内容は「気をつけなければならない場所、季節毎の行動規則、避けた方が良い食べ物」などである。尾松さんが「どうして事故から 30 年も経ってこんな授業をやり続けているのか」と問うと、「ここに住んでいるのだから放射線リスクを教えないなんて考えられない」という答えが返ってくる。毎年の健康診断、保養の費用補助、汚染のない食品を得るための補助金等の補償を受けられる「リスクのある地域」に住んでいるのだから当然と。

チェルノブイリ被災地で自分たちが培ってきた、子どもを守る知恵を伝えたいという思いで来日した教員エカテリーナさんのエピソードがある。福島県の小中学校の教員との意見交換の場面で、「県とか政府が『放射線はあるけど、これくらいなら問題ない』という方針だから。リスクがあるということが言いにくくなるんです。子どもたちに放射線が DNA を傷つけるという話をすると『風評被害』を助長することになるかもしれないし」と理科の先生が語る。尾松さんが『風評被害』を「悪いイメージを作る噂による被害」と訳すと「DNA を傷つけるのは噂ではない。それで誰がどんな被害を受けるのか」とエカテリーナさんが問い返す。『風評被害』を伝える言葉が見つからない。また、チェルノブイリ法の中の『被ばく途中の人(基準値を超えてはいないが、被ばくし続けている人)』を表す言葉は日本語にはない。チェルノブイリに法律や防護教育が初めからあったのではない。30 年間住民は声を上げ続け、教師は子どもにリスクを語るすべを探ってきたのだ。尾松さんは次にエカテリーナさんに来日してもらったとき、通訳できる言葉で原発事故を語っているだろうかと結ぶ。

* チェルノブイリ 30 年「ロシア政府報告書」が認める健康被害

2016 年版「ロシア政府報告書」では、①収束作業員の「血液循環器系疾患」②セシウムによる汚染地帯で「甲状腺がん」が多いこと③作業員や被災住民の子ども世代への遺伝的影響を、限定的ながら認めている。ロシア政府はウクライナとは違い、事故による健康被害をなかなか認めようとはせず、5 年前の報告書では上記 3 点は評価していなかった。補償打ち切り政策を推進したいが、30 年経ても高い受診率を保ってきた住民の健康診断結果を隠せなかったということである。日本では、県民健康調査縮小の動きがあるが、このままでは 30 年後、ロシアのように健康被害の検証もできなくなることを尾松さんは懸念している。

この本は、汚染地域の子どもたちのために支援(補償)法の確立や放射線防護教育など大人がするべきたくさんのお話を示唆している。是非多くの人に読んで欲しいと思う。チェルノブイリから、「フクシマを語る言葉」を探し続けていきたい。